

震災復興計画関連情報

山元町災害危険区域に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第39条第1項の規定による災害危険区域の指定及び同条第2項の規定による住居の用に供する建築物の建築の禁止又は制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(災害危険区域の指定)

- 第2条** 山元町山寺、浅生原、高瀬及び坂元の各一部を災害危険区域に指定する。
- 2 町長は、災害危険区域を、第1種区域、第2種区域及び第3種区域の種別に区分し、その区域を定める。
 - 3 町長は、前項の規定により区域を定めるときは、その旨を告示しなければならない。
 - 4 前項の規定は、第2項の区域を変更する場合について準用する。

(建築物の建築の禁止又は制限)

- 第3条** 第1種区域においては、住居の用に供する建築物は建築してはならない。ただし、町長が災害防止上支障がないと認めて許可したものについてはこの限りでない。
- 2 第2種区域においては、住居の用に供する建築物は建築してはならない。ただし、建築物又は建築物の部分で町長が別に定める構造とした場合については、この限りでない。
 - 3 第3種区域において住居の用に供する建築物を建築するとき、その基礎の上端の高さを、町長が別に定める高さ以上としなければならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第4条 前条の規定は、この条例の施行の際現に存する建築物を、増築後における延べ面積がこの条例の施行の際における延べ面積の1.2倍を超えない範囲内において増築する場合においては適用しない。

(建築物が区域の内外にわたる場合の措置)

- 第5条** 建築物が災害危険区域の内外にわたる場合においては、その全部について第3条の規定を適用する。
- 2 建築物が異なる種別の災害危険区域にわたる場合においては、その過半の属する種別の区域に係る第3条の規定を適用する。

(見直し)

第6条 第2条の災害危険区域の指定及び第3条の建築物の禁止又は制限に関する事項については、災害防止上必要な施設の整備の状況に応じ、その効果について検討を加え、必要である場合は見直しを行うものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成23年11月11日から施行する。